

会議録

会議の名称	社会教育委員の会議（7月定例会）会議録
開催日時	平成25年7月19日（金曜日）午後2時00分から4時10分まで
開催場所	保谷庁舎3階会議室
出席者	委員：屋宮委員、川崎委員、木下委員、森田委員、矢野委員、操野委員、原委員、内田委員、服部委員、岩崎委員、須永委員、沼本委員 事務局：磯崎社会教育課長、吉田社会教育係長、神田主査 欠席：山田委員
議題	1 正副議長の選出について 2 会議定例日の決定について 3 社会教育委員の任務について 4 平成25年度社会教育関係団体補助金について 5 報告、その他
配布資料	資料1 西東京市社教育委員設置条例 資料2 西東京市社会教育委員会会議規則 資料3 西東京市社会教育委員についての参考資料 資料4 附属機関等の会議録作成に関する要綱 資料5 西東京市社会教育委員の会議傍聴要領 資料6 西東京市社会教育委員の会議活動報告（平成24年7月～平成25年6月） 資料7 西東京市社会教育委員の会議活動予定（平成25年7月～平成26年6月）案 資料8 西東京市社会教育委員の会議提言等一覧 資料9 社会教育施策の今後のあり方について（提言） 資料10 東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則 平成25年度都市社連協役員会等事業日程表 資料11 平成25年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会ブロック研修会実施計画（案） 資料12 第44回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会開催要項（案） 資料13 西東京市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱 資料14 平成25年度西東京市社会教育関係団体に対する補助金事務取扱要領（案） 資料15 補助金申請事業一覧（平成16年度～平成24年度） 資料16 平成25年度西東京市教育委員会の教育目標・主要施策（抜粋） ・新しい時代を創る社会教育－社会教育委員必携－（新任委員のみ） ・改定 社会教育法解説（新任委員のみ） ・西東京市教育計画および概要版（新任委員のみ） ・西東京市生涯学習推進計画および概要版（新任委員のみ） ・芝久保公民館30年のあゆみ－30周年記念誌－ ・社教情報No.69購入のご案内

記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>委嘱状及び任命書の交付 教育長あいさつ 委員自己紹介 事務局職員紹介</p> <p><u>議題1 正副議長の選出について</u></p> <p>○事務局： 配布資料1「西東京市社教育委員設置条例」配布資料2「西東京市社会教育委員会議規則」に沿って議長・副議長の選出について説明後、委員の互選により議長を選出し、その後副議長を選出する。 決定 議長 須永 功委員 副議長 内田 日出子委員 正副議長就任あいさつ</p> <p>休憩 （事務局と正副議長議事進行打ち合わせ）</p> <p><u>議題2 会議定例日の決定について</u></p> <p>○事務局： 社会教育委員の活動として、定例会議を月1回開催、臨時会議等を必要に応じて開催しているが、定例会議の日程を決めていただきたい。 決定 定例会議は毎月第三月曜日の午後2時から4時 ただし、8月は8月21日(水曜日)、9月は9月25日(水曜日)の午後2時からとする。 会議開催に伴う事項について事務局より説明し、了承確認を行う。 1議事録について 配布資料4「附属機関等の会議録作成に関する要綱」に沿って議事録を作成する。 事務局で要点記録の形で、会議録（案）を作成し、各委員に事前送付し、会議で内容を確認し、了承されたものを情報公開用の正式な会議録とする。 発言者は無記名とする。</p> <p>○委員： 発言者の記名・無記名について、教育委員会としての判断基準があるのか。</p> <p>○事務局： それぞれの会議で決定してもらっている。 2会議傍聴要領について 配布資料5「西東京市社会教育委員の会議傍聴要領」内容について確認し、傍聴人数は5名とする。</p>	

議題3 社会教育委員の任務について

事務局：

配布資料3および6～12に沿って、社会教育委員の任務と今年度の主な活動内容と今後のスケジュール等について説明。

1都市社連協第4ブロック研修会（10/22・東久留米市スポーツセンター）

東久留米市が今年度の第4ブロックの当番市となっている。

後日正式な開催通知が送付される。

2全国社会教育委員研究大会（10月23日から10月25日 三重県伊勢市）

予算手当はなし。参加は自己負担となる。

正式な開催案内はまだ届いていないが、届き次第お知らせする。

参加手続きは事務局で行う。

3関東甲信越静社会教育委員研究大会（11月14日～15日 栃木県日光市）

13人までの参加者負担金は公費負担。交通費・宿泊費等の予算手当はなし。

参加については、参加手続きの時期にまた調整したい。交通手段としては、マイクロバスの運行を予定している。

議題4 平成25年度社会教育関係団体補助金について

○事務局：

配布資料13～16に沿って、年度の補助金交付の考え方及び手続き等について説明。

○事務局：

今年度の補助金の交付については、基本的に前年度どおりの考え方で行いたい。ただし、「対象とならない団体」要件に、団体の全体経費の中で、補助金対象事業費が概ね3分の2を超える団体とあるが、前年度から交付対象となった実行委員会については、実行委員会の予算の実情に合わせ、その要件の適用から除外する扱いとした。

（主な質疑応答、意見）

○委員：

同じ事業は原則として3回以上の申請は出来ないとのことだが、配布資料15「補助金申請事業一覧（平成16年度～平成24年度）」を見ると、3回以上同じ事業を申請している。

○事務局：

同じ事業名でも、事業の企画・実施内容に創意工夫や新しい取り組みが見られる事業については、社会教育委員の会議の意見を聴いて、交付してきたという経過がある。

○委員：

継続してほしい事業だと思うが、平成16年度からみるとかなり予算が減額されているようだ。

実績額に合わせての減額ということだろうか。

○委員：

団体によっては、演奏会などを隔年で実施しており申請がない年もある。

また、申請された事業の予算規模により実績額がかなり少ない年もあり、実績額だけから

予算を見積もることは難しい。

そのため、今年度は、前年通りの50万円の予算となっており、前年実績によらず一定程度の予算は確保している。

○委員：

公民館でも市民企画事業という形で団体の実施事業への支援をしている。

○事務局：

公民館の市民企画事業は、団体への補助金交付ではなく、団体の企画した事業を公民館の主催事業とし、事業の実施運営を団体が行い、事業に係る講師謝礼を公民館の予算で出すというものである。

○委員：

社会教育関係団体とはどういう団体か。福祉やボランティア団体も社会教育関係団体と考えてよいのだろうか。

○事務局：

西東京市として社会教育関係団体という認定や登録制度があるわけではない。

社会教育法第10条の社会教育関係団体の規定を踏まえ、この補助金制度の中で対象となる団体の要件を規定し、それをもって補助金の申請ができる社会教育関係団体であるという扱いをしている。

福祉やボランティア活動をしている団体については、その団体の会則を見させていただき、その団体の設立趣旨や活動の目的を見ながら、該当するかどうか判断をしていくことになると思う。

※審議の結果、「西東京市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱」、「平成25年度西東京市社会教育関係団体に対する補助金事務取扱要（案）」について事務局の提案どおり了承する。

議題5 報告 その他

1 今期の検討依頼事項について

○社会教育課長：

今期の検討依頼事項について説明。

前任期には、現在策定中の次期「教育計画」に反映するため、「社会教育施策の今後のあり方」について提言をいただいた。今年度、社会教育課では、平成26年度以降の「生涯学習推進計画」の策定に向け、庁内関係課長で構成する「生涯学習推進計画庁内検討委員会」を組織し検討していくが、社会教育委員の会議の意見も聞きながら進めていきたいと考えている。

次回会議以降、資料提供等するので、検討の程よろしくお願したい。

2 教育計画策定計画策定懇談会委員の選出について

事務局：

平成26年度からの教育計画策定検討のために市民参加の策定懇談会が設置されているが、社会教育委員の会議からの選出委員として、引き続き須永委員に懇談会委員をお願い

する。

○全委員：異議なし。

3次回会議

平成25年8月21日（水曜日）午後2時から

○議長：以上で本日の社会教育委員の会議（7月定例会）は終了する。